

令和6年9月11日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

1 日 時 令和6年9月11日（水）

午前9時57分から午前11時5分まで

2 場 所 第3委員会室

3 事 件 （1）議案第86号 工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）

（2）議案第87号 工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）

（3）議案第88号 工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）

（4）議案第77号 宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例中一部改正の件

（5）議案第78号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

（6）議案第79号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

（7）報 告 宇部市地域自立支援協議会の開催状況について

（8）議案第80号 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

（9）報 告 みらいWalkers★UBEの開催について

（10）そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	鴻池博之君	副委員長	浅田徹君
委員	芥川貴久爾君	委員	五十嵐仁美君
委員	岩村誠君	委員	志賀光法君
委員	真宅宣昭君	委員	猶克実君
委員	吉松剛君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

（1）議案第86号 工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）

（2）議案第87号 工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）

(3) 議案第88号 工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）

観光スポーツ文化部

部長 青山佳代君

次長 森本哲也君

次長 白井幸雄君

文化振興課長 中祖敏文君

同課副課長 伊藤華恵君

都市政策部

営繕課副課長 増田喜邦君

同課一般公共営繕係長 福井宏幸君

(4) 議案第77号 宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例中一部改正の件

健康福祉部

部長 佐々木里佳君

次長 島田伸弘君

次長 加生明美君

高齢福祉課長 内田明美君

同課副課長 伊藤淳君

(5) 議案第78号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件

健康福祉部

部長 佐々木里佳君

次長 島田伸弘君

次長 加生明美君

介護保険課長 穂積紀子君

同課副課長 佐藤太加夫君

(6) 議案第79号 宇部市国民健康保険条例中一部改正の件

健康福祉部

部長 佐々木里佳君

次長 島田伸弘君

次長 加生明美君

保険年金課長 重村一郎君

同課副課長 田 中 晶 子 君

(7) 報 告 宇部市地域自立支援協議会の開催状況について

健康福祉部

部 長 佐々木 里 佳 君

次 長 島 田 伸 弘 君

次 長 加 生 明 美 君

障害福祉課長 西 條 元 康 君

同課副課長 大 上 志 麻 君

(8) 議案第80号 宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

条例中一部改正の件

こども未来部

部 長 濱 田 修 二 君

理 事 谷 山 幸 恵 君

次 長 原 田 研 治 君

保育幼稚園課長 上 村 圭 二 君

同課副課長 下 元 静 枝 君

(9) 報 告 みらいWalkers★UBEの開催について

教育委員会

教 育 長 野 口 政 吾 君

部 長 床 本 博 君

次 長 中 村 大 吾 君

学校教育課長 佐々木 英 樹 君

同課副課長 長 嶺 茂 雄 君

8 事務局職員出席者

書 記 木 村 美 紀 君

————午前9時57分開会————

委員長（鴻池 博之 君） 皆さん、おはようございます。

それでは、少し早いですけれども、お揃いですので、始めたいと思います。

本日の審査はお手元に配布の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてであります、現在、申込はありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込があった場合は、これを許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は可能でありますので、念のため申し添えます。

委員長（鴻池 博之 君） それでは初めに、議案第86号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）、議案第87号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）、議案第88号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）を議題といたします。

これらは関連がありますので、一括して執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。観光スポーツ文化部です。

それでは、議案第86号、第87号、第88号の工事請負契約締結の件について、御説明申し上げます。この3つの議案は、文化会館耐震改修事業に関わる案件で、工事請負契約締結の件について市議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

執行部 それでは、文化振興課から説明をいたします。

議案第86号、第87号、第88号は、文化会館耐震改修事業に関わる案件となっており、関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

まず初めに、工事に至った経緯について簡単に説明いたします。

文化会館は昭和54年に建築され、延べ面積は3,588.4平方メートル、旧耐震基準で建築されていたことから、令和元年度に耐震診断を実施しております。その結果、耐震性が低く、補強が必要と判断されたことから、このたび耐震補強工事を実施するものです。

また、耐震工事に併せ、長寿命化対策として、内装改修工事や電気・機械設備の改修工事も行います。

なお、現在、本工事に先行して、令和5年12月から外壁防水改修工事を実施しています。

以上が、これまでの経過になります。

それでは、議案第86号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）の内容について説明をいたします。

議案集は39ページに掲載しております。

工事請負金額は4億8,609万円、契約の方法は、条件付一般競争入札で、令和6年8月1日に仮契約を締結しており、工期末は令和8年3月13日の予定です。

契約の相手方は、島田工務店・高橋建設・朝見工務店共同企業体です。

工事内容については、参考資料で説明をいたします。

参考資料の1ページを御覧ください。

こちらは1階の平面図で、上段が改修前、下段が改修後で、工事種別ごとに着色をしています。まず、耐震改修工事の内容ですが、赤線の部分が耐震コンクリート壁の新設で2か所、青線の部分が増打ちによる耐震壁の増設で5か所となります。増打ちによる耐震壁の増設は2ページになりますが、2階においても2か所、施工いたします。

次に、3ページを御覧ください。

黄色で着色した部分、3階の文化ホールの天井構造がつり天井のため、現行の構造基準に適合させるための改修工事を行います。

次に、内装改修工事の内容ですが、1ページの1階平面図に戻っていただき、緑色で着色した部分になりますが、1階は喫茶室を廃止し、交流スペースを新設するほか、事務室や授乳室を整備し、収蔵庫についても全面改修を行います。薄紫色で着色した部分の展示室は部分的な改修を行い、水色で着色した部分はトイレの改修箇所で、各階全てのトイレの改修を行います。

次に、2ページを御覧ください。

薄紫色で着色した部分の2階の研修ホール等についても、部分的な改修を行います。

3ページを御覧ください。黄色で着色した部分の3階の文化ホールは、床のカーペットの張り替え及び座席の更新を行います。

既存の座席は、前の席との間隔が狭いため、配置を見直し、また、ステージを観覧しやすいよう、千鳥状に席を配置します。これにより、全体の座席数が約100席少なくなり、改修後は約400席となります。

そのほか、全館において、既存のサッシの取替えを行います。

以上が工事の概要で、議案第86号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）の説明を終わります。

次に、議案第87号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）の内容について説明いたします。

議案集は41ページに掲載しております。

工事請負金額は3億5,128万5,000円、契約の方法は、条件付一般競争入札で令和6年7月24日に仮契約を締結しており、工期末は、建築主体工事と同様に、令和8年3月13日の予定です。

契約の相手方は、前村電気工事・鶴谷秀電社共同企業体です。

主な工事の内容ですが、照明設備改修工事として、全館で照明のLED化を行います。

それでは、参考資料の3ページを御覧ください。

3階の文化ホールになりますが、ステージの舞台照明や客席の照明の改修、また、難聴の方の聞こえを支援する設備、ヒアリングループを一部の座席に新たに設置します。

そのほか、1階の電気室の受変電設備の改修、非常用発電設備の取替え、空調室の電源供給工事などを行います。

以上が工事の概要で、議案第87号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）の説明を終わります。

続きまして、議案第88号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）の内容について説明いたします。

議案集は43ページに掲載しております。

工事請負金額は2億5,256万円、契約の方法は、条件付一般競争入札で令和6年8月1日に仮契約を締結しており、工期末は、建築主体工事及び電気設備工事と同様に、令和8年3月13日の予定です。

契約の相手方は、富士管工・プラマー工業共同企業体です。

主な工事の内容は、空調設備の改修で、既存の中央方式による全館空調を見直し、ガス式空調や電気式空調を併用した方式となります。

また、24時間換気に対応した換気設備に更新します。

そのほか、各階のトイレの洋式化を行い、給水設備は、既存の高置水槽方式から直結直圧方式へ更新します。

以上が工事の概要で、議案第88号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事）の説明を終わります。

以上で、議案第86号、第87号、第88号の全ての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） この建物は、文化庁の管理で重要文化財ですから、工事で穴を開け、撤去するときは、文化庁の許可は必要だったのでしょうか。

執行部 先ほどの文化庁の重要文化財の件ですけれども、渡辺翁記念会館につきましては、重要文化財の指定を受けております。しかしながら、文化会館につきましては、指定を受けておりませんので、特段の文化庁の許認可は必要ないものと考えております。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） それなら安心しました。

ただ、村野・森建築事務所が、こちらを設計されていたと思うのですけれども関係はしていま

すか。

執行部 今回の改修につきまして、村野・森建築事務所さんと特段のやりとりというか、そのようなことはいたしておりません。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 建築主体工事だけで結構ですけれども、入札されたと思うのですが、何者入札で、決定価格は予定価格に対して何%かだけ教えてください。

電気工事も、管工事も3つともお願ひします。

執行部 まず、建築主体工事につきましては、2者が応札されております。

設計額が5億694万500円で、仮契約の金額が4億8,609万円となっておりますので、残額が2,085万500円、入札率が95.9%となっております。

続きまして、電気設備工事につきましては、1者が応札しております、設計額が3億5,178万9,900円で、仮契約金額が3億5,128万5,000円となっておりますので、残額が50万4,900円で入札率が99.9%となっております。

最後に、機械設備工事につきましては、設計額が2億5,485万2,400円で、仮契約の金額が2億5,256万円となっておりますので、残額が229万2,400円で、入札率は99.1%となっております。

以上でございます。

執行部 失礼いたしました。

機械設備工事につきましては、応札の業者は4者となっております。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） 質問だから感想はいいのですけれども、99.9%というのは出来過ぎのような気がしますが、入札が1者しかなかった原因というのは何か考えられますか。指名入札ですか。

執行部 このたびの入札の方式が、条件付一般競争入札となっております。

今回の3件の工事につきましては、建築工事でありまして、なおかつ設計金額が2億5,000万円以上となっておりますので、特定建設工事共同企業体工事の対象となっております。そういった形で共同企業体での応札となっております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。吉松委員。

委 員（吉松 剛 君） 何点か質問です。

今回、この改修工事によって、使用料金の改定はありますか。

執行部 このたびの改修によりまして、展示室の一部面積が少なくなっているということがござ

ざいますので、供用開始の前には、使用料の改定もさせていただく予定としております。

以上でございます。

委 員（吉松 剛 君） それは料金が安くなるということですか。先ほどの3階の文化ホールも収容人数が減りましたよね。それによって安くなるのか、やはり改修したので、値上がりなのでしょうか。

執行部 文化ホールにつきましては、面積が特段変わるわけではございません。

それで、収容人数は減っているということでありますけれども、そのあたりも、次の改定の時に、総合的に勘案して判断したいと思っております。

以上でございます。

委 員（吉松 剛 君） そうしますと、値上げか、値下げかどちらか検討中ということですか。

執行部 そのあたりについても今後検討してまいります。

以上でございます。

委 員（吉松 剛 君） もう1点ですが、喫茶室も廃止されましたけれども、このような施設でお茶を飲むという方が多いと思うのですけれども、今回、喫茶室を廃止された理由は何かありますか。

執行部 今回の改修工事に先立ちまして、令和4年7月に、カフェ事業に対するマーケットサウンディング調査と、文化活動者の皆様に対してアンケートを行っております。

それを参考にしてリニューアルの在り方を検討していくたわけですから、アンケートの結果によりますと、文化会館での活動に当たって、カフェの有無というのは、特段影響はないとの伺っております。

また、打合せや待ち合わせなどの利用可能なスペース、こういったものの要望が多かったこともありますし、既存の喫茶室というよりは、開館中、誰もが自由に使用できる交流スペースに改修することといたしました。

また今回の交流スペースにつきましては、持込みにはなりますが、飲食していただける空間となっております。

またシンクとか給排水設備も備えておりますので、そういった形で飲食の方は利用いただきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますでしょうか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） トイレですけれども、普通改修するとなると、洋式化にすることは先ほどありましたけれども、最近どこでも洗浄機能付き便座がついているのが当たり前になっており、そのようなトイレが圧倒的に増えているのですけれども。どのようなトイレです

か。

執行部 このたび、和式便器を全て洋式便器にするということで洗浄機能付きの便器という形に改修する予定としております。

以上でございます。

委 員（五十嵐 仁美 君） 個数の件ですけれども、どうしてもこういう所というのは、いつも行事があるたびに女子トイレは列ができる状態なのですが、女子トイレを、個室を1つでも2つでも増やすという、そういう動きはあったのでしょうか

執行部 トイレの数につきましては、女性用トイレ、こちらは個室のトイレを8から11に増やしております。

そういったところで、そういう女性用が混雑するという御意見もございましたので、そちらを解消するためもありまして、限られたスペースの中でできるだけ女性用の個室スペースも増やしましたところです。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますか。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 間取りのほうで2つほど。

まず、屋上には改修の色がついていないのですけれども、防水のやり換えはないということですか。

執行部 現在、行っております外壁防水工事の中で、屋上防水も対応するようにしております。

以上でございます。

委 員（猶 克実 君） それから、3階の文化ホールにヒアリングループ、これは電磁ループのことではないかと思うのですけれども、このほかの1階、2階の研修ホールとかは、電磁ループはつけなかったのですか。ついていないですね。

執行部 現在ヒアリングループを常設するところといいますと、文化ホールのみとなっております。それ以外のスペースにつきましては、宇都市文化創造財団で、携帯型のヒアリングループを持っておりますので、そちらを使っていただいて、対応していただければと考えております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） ほかにありますでしょうか。浅田副委員長。

副委員長（浅田 徹 君） 先ほど工事の説明の中で、水道管の接続方式を変えるという説明をされましたけれども、それは当然新しくされるのですから、耐震、災害対応等も考えていらっしゃるとは思うのですが、直結直圧方式で、大規模災害時に地震などの対応としては大丈夫なのですか。

執行部 高置水槽方式から直結直圧方式ということで、地震災害等が起こった時に影響はないのかという御質問だったと思うのですけれども、特段影響はないと伺っております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君）ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君）ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

まず、議案第86号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（建築主体）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君）全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（電気設備）工事）について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君）全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第88号工事請負契約締結の件（文化会館耐震改修他（機械設備）工事について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君）全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、お疲れさまでした。

委員長（鴻池 博之 君）それでは、次に、議案第77号宇都市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第77号宇都市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例中一部改正の件について御説明をいたします。

詳細につきましては担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願いします。

執行部 高齢福祉課です。それでは、詳細につきまして、お手元の資料に基づきまして説明を

いたします。

地域包括支援センターの職員配置基準につきましては、全国的に職員の人材確保が困難になっているという現状を踏まえまして、職員配置の柔軟化を図る目的で、介護保険法施行規則及び厚生労働省令の一部改正が行われました。

それに伴いまして、所要の整備を行うものです。

主な改正内容といたしまして、地域包括支援センターの職員配置基準につきましては、これまで担当区域の第1号被保険者のおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を専従・常勤の職員として、それぞれ1人ずつ配置する必要がありました。地域包括支援センターの運営に関する市の諮問機関であります、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合に、次の2点の職員の配置基準について、柔軟化が認められるとされました。

第1点として、専従かつ常勤職員としていたものを、常勤換算方法による算出が可能となりました。

常勤換算方法とは、そこに例として挙げておりますけれども、非常勤職員の勤務時間延時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数で割ったものになります。

例といたしまして、常勤1名の場合、4週間で160時間の勤務時間の場合、非常勤職員の2名、例えば、非常勤職員Aさんが4週間で96時間、それから非常勤職員Bさんが4週間で64時間働いた場合も足すと4週間で160時間になりますので、この非常勤職員2名を常勤職員1名と同じとみなすものになります。

それから第2点といたしまして、1つの地域包括支援センターで、必要人数を配置できない場合、複数の地域包括支援センターの圏域を合わせた65歳以上の高齢者人口を合算して、必要な職員数を算出して、これまでより少ない人数でも基準を満たすことが可能となりました。

こちらにつきましても、本市でも、地域包括支援センターの運営協議会というものを設置しておりますけれども、令和6年度も6月20日に開催しております、これにつきましても、異論はないと委員の皆さんから意見をいただいております。

それから、現在の宇部市の状況ですけれども、本市の地域包括支援センターの職員数については、充足している状況でございます。

それから続きまして、資料(2)ですけれども、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ(2)に規定されていました地域包括支援センター運営協議会の定義規定が同号イに移りましたので、当該定義規定を引用する箇所に所要の整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日となっております。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） これまで常勤職員1人がやっていたところを非常勤職員2人で対応したりとか、そういう例が挙がっているのですけれども、その常勤職員と非常勤職員の責任のところではやはり全然違うと思うのです。そのあたりが本当に非常勤職員2人でいいのかなと少し心配があるのですけども、そのあたりはどのように考えているのでしょうか。

執行部 この常勤、非常勤の差ですけれども、いずれも専従ということは、これまでどおりの定義となっておりますので、非常勤であってもその時間はこの職員の仕事に従事することが求められております。非常勤職員であっても同じように責任を果たせるものと考えております。

なお、このように職員の配置基準を緩和する際には、先ほど申しましたとおり、本市の地域包括支援センターの運営協議会に諮りまして、委員の皆さんから御賛同いただいた場合に、緩和することになっておりますので、その点でも御了解をいただいた上での改正になると考えております。

委 員（五十嵐 仁美 君） では、その運営協議会が必要と認められないという判断に至る場合というのは、例えばどういうことがありますか。

執行部 地域包括支援センターの運営をする上で、効果的な運営が図れないと運営協議会で判断された場合に、そのような配置基準の緩和が認められないという判断になると思います。

委員長（鴻池 博之 君） いいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第77号字部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） それでは次に、議案第78号指定介護予防支援等の事業の人員及

び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第78号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件について御説明をいたします。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

執行部 介護保険課です。それでは、その詳細について御説明します。

お手元の資料に沿って、御説明いたします。

議案集では7ページ、8ページとなります。

これは、先ほど議案第77号の資料中の2(2)で説明があったものと同様の内容です。

介護保険法施行規則の改正により、地域包括支援センター運営協議会の定義規定が項ずれしたことによりまして、当該定義規定を引用する省令も同様の改正がなされました。

これを受け、改正省令の当該定義規定を引用する当該条例第10条についても改正を行うものです。施行日は公布の日となります。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第78号指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（鴻池 博之 君） 次に、議案第79号宇都市国民健康保険条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 続きまして、議案第79号宇都市国民健康保険条例中一部改正の件です。

これは、国民健康保険法及び同法施行令の一部改正等に伴い、保険料の徴収猶予の見直し、被保険者証の廃止、その他所要の整備を行うものです。

詳細は担当課長に説明させます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第79号宇都市国民健康保険条例中一部改正の件について、お手元にお配りしている説明資料に沿って御説明をいたします。

まず第1点、本条例の改正の趣旨についてですが、今回の改正は、上位法である国民健康保険法及び同法施行令の一部改正並びに厚生労働省からの通知に伴い、所要の整備を行うものです。

続きまして第2点、改正内容についてです。

まず、（1）国民健康保険法及び同法施行令の一部改正の関係ですが、これは、本年12月2日に被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証及びこれに関連する規定を削除するものです。

次に、（2）厚生労働省からの通知の関係ですが、これは保険料の納付義務者に保険料を支払うことができない特別な事情がある場合における、条例上の徴収猶予の期間に例外を設けるものです。

条例上の徴収猶予においては、猶予期間は「3月を超えない」とされていますが、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が、急患等として医療機関を受診し、即時入院等が必要な場合等においては、本人の資力の有無が不明であることから、医療費の支払いはもとより、保険料の支払いも困難であることが想定されるため、本人の資力の有無が判明しつつ、本人の資力が活用可能となるまでの期間として、「最長1年」という例外規定を設けるものです。

なお、本市を含む多くの自治体においては、条例上の徴収猶予としての納付猶予ではなく、納付相談という形で、個々の納付義務者の実態に応じた分割納付とするなどの対応を行っております。

条例上の徴収猶予では、徴収猶予期間は「3月を超えない」と規定され、このたび例外として、「最長1年」と規定されますが、本市においては、引き続き納付義務者の実態に応じた柔軟な対応を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、第3点、施行期日についてです。

これについては、改正国民健康保険法の施行期日と同日の令和6年12月2日としております。

続きまして、第4点、経過措置についてです。

これについては、施行日前の取扱いについては、従前どおりとする経過措置規定を設けるものです。

御説明は以上となります。

御審査のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので…。猶委員。

委 員（猶 克実 君） 条例の改正部分に急患等と書いてあるのですが、それはどういう意味でしょうか。

執行部 急患等の急患以外に、等にどのようなものが含まれるかという意味でしょうか。

委 員（猶 克実 君） どういった場合が急患等の等に、該当するかということです。

執行部 現在、独居で高齢の方で、突然ちょっとお具合が悪くなられて、急患で、病院に医療機関に運びこまれるというケースがございます。その方に対して医療費をはじめとして、認知症であるとか、御家族がいらっしゃらないために資力がどの程度あるのか分からず、保険料が払えるのかどうか分からず、そのような場合を想定して、急患等という表現にしております。

以上です。

委 員（猶 克実 君） 先ほどの説明で、認知症の方々とか、いろいろ不都合がある方を対象にという説明があったことは、この条例改正で分かるのですけれども、この急患等ということで、言葉とその認知症と一致するのかなという疑問がありました。

それで、この急患等の場合ということだけを言葉で言うと、例えばイメージとして、救急車で運ばれたら、支払いが1年に猶予されると解釈される心配があるなと思ったのですが。

ここに、宇都市の条例にその認知症等ではなくて、急患等と書かれた理由は何でしょうか。

執行部 主に想定しているのは、急患で運び込まれるのは想定をしているのですけれども、必ずしもそれに準ずる場合、これはもう急患等に準ずる、これと同じように読めるなという事象があった場合に準用するために、等というつけ方をしております。

執行部 おそらく委員は、本当に急患の時にというイメージをされたと思うのですけれども、要するに、準備をしないままに病院に運ばれるというときが急患等になります。

準備もしないまま病院に運ばれると、お金の準備もできていないような場合というようなことがあるので、急患というところよりは、お金の準備もできていない、あるいはそういう能力が認知症等でちょっと落ちている、そういうお金の管理などができるないことが前提となります

で、急患だからという意味ではないということになります。

以上です。

委員長（鴻池 博之 君）ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君）ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第79号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君）全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり、可決されました。

(7) 宇部市地域自立支援協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（鴻池 博之 君）それでは、次に議案第80号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第80号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について御説明を申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

執行部 こども未来部保育幼稚園課です。

それでは議案集の13ページを御覧ください。

議案第80号宇部市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件についてでございます。

これは国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、職員の配置基準を見直すものです。

国の基準の見直しの概要といたしましては、令和5年12月22日に閣議決定されましたこども未来戦略において、職員の配置基準については、2024年度、令和6年度から、四、五歳児については、児童30人に対して保育士1人の基準を、児童25人に対して保育士1人に改善を

図る改正を、また経過措置といたしまして、当分の間は従前の基準により運用することも妨げないとしたことから、国の基準が満4歳以上の児童の配置基準を30対1から25対1へ、満3歳の児童の配置基準を20対1から15対1へ改正されました。

その際、経過措置といたしまして、保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、改正前の規定はその効力を有するとされたところでございます。

また、施行期日は令和6年4月1日となっていますが、都道府県や市町村条例改正につきましては、施行の日から起算して1年を超えない期間内の経過措置が設けられたことから、本審議会におきまして、条例改正の議案を上程したところです。

具体的な内容といたしましては、条例第29条、第31条、第44条及び第47条のそれぞれの第2項第3号、満3歳以上満4歳に満たない児童の配置基準を20人から15人へ、第4号の満4歳以上の児童の配置基準を30人から25人へ改正、また、施行期日は公布の日といたしまして、付則において、当分の間は改正前の規定を適用する経過措置を持っているところでございます。

以上、簡単でございますが、説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願ひします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委 員（五十嵐 仁美 君） やはりこの条例の中で引っかかるのが、この当分の間という期限が決まっていない曖昧なことです。

これは国がそういう出し方をしているからそれに準じて、条例でも同じようにやったということみたいですけれども、保育士の確保が混乱を招くからちょっと猶予が必要というところもあるかもしれません。市に言っても仕方がないのかもしれないのですけれども、國の方針がそういうところだったから、本来なら保育士の確保がきちんとできる段階を示した上で、この情報が出るべきだったところなのでしょうけれども、かといってこういう曖昧な条文を出さなさなくてはいけないから出したというのではちょっと余りにも、無責任というか、何か納得がいかないなというところがあるのでありますけれども、どのように考えていらっしゃいますか。

執行部 確かに今委員さんが言われましたように、例えば当分の間というところ、市の条例では具体的に令和何年何月何日までという改正をしたほうがいいのではないかという御質問だと思うのですけれども、今回の市の条例につきましては、まず対象が小規模事業保育所で、公立保育園、私立保育園等につきましては、県の条例施行規則の規定が適用されることになっています。

すでに県の条例施行規則が改正されておりまして、令和6年7月9日から施行されていますが、

県の規則も当分の間という基準を適用する経過措置が設けられています。市といたしましても、統一を図る観点から当分の間という形の規定を入れたところでございます。

具体的にその期限はございませんけれども、基本的には期限があるという認識はしておりますので、国、また県の動向は注視したいと考えております。

以上でございます。

委 員（五十嵐 仁美 君） 施行期日が、公布の日から施行するとなっているのですけれども、公布の日はいつになるのですか。

執行部 この公布の日といたしましては、今回議案上程させていただいております。こちらの議案が可決された後、市で決裁等が下りたその後になると考えております。

以上でございます。

委員長（鴻池 博之 君） よろしいですか。ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（鴻池 博之 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第80号宇都市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（鴻池 博之 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ご苦労さまでした。

(9) みらいWalkers★UBEの開催について、執行部から情報提供があった。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に一任をお願いいたします。

その他の事項として、行政視察、調査票をお配りしたことをお伝えします。

委員長（鴻池 博之 君） 以上で、文教民生委員会を閉会いたします。

—— 午前 1 時 5 分閉会 ——

令和 6 年 9 月 11 日

文教民生委員会委員長 鴻 池 博 之